平成２３年（フ）第３４１号
茨城県古河市桜町12番35号
債務者　石橋　忠雄
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３４２号
茨城県坂東市辺田1214番地86
債務者　伊東　直美
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３４３号
茨城県坂東市辺田1144番地20　マナカハイツ202号
債務者　林　　倫江
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３４５号
茨城県古河市東山田1011番地14
債務者　石川　真純
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３４７号
茨城県下妻市半谷899番地２
債務者　板橋　　宏
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３７９号
千葉県印西市原山３丁目８番地15棟303号、申立時の住所千葉県印西市西の原３丁目４番地４棟301号
債務者　石橋　利広
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３９４号
千葉県佐倉市臼井669番地３
債務者　山口　政弘
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３９６号
千葉県富里市七栄774番地５　サニーホームズⅠ―103号
債務者　藤村由貴子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４０４号
千葉県印旛郡酒々井町本佐倉570番地　町住１号
債務者　篠田圭太郎
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４２１号
千葉県四街道市四街道1522番地15
債務者　増田　一夫
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第７９６号
神奈川県秦野市鶴巻北３丁目４番31号　メゾンかくしょうえんＣ　101号
債務者　田中　敬司
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８０４号
神奈川県小田原市南鴨宮３丁目23番19号　アビタ南鴨宮２―Ａ
債務者　舟戸　紀明
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５８６号
新潟市秋葉区天ヶ沢688番地
債務者　眞柄十一郎
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５８７号
新潟市秋葉区天ヶ沢688番地
債務者　眞柄美惠子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０号
富山県魚津市六郎丸557番地　１―201
債務者　飛弾　邦広
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第５０６号
金沢市若松町121番地１　オリエントⅢ203号室、住民票上の住所金沢市太陽が丘３丁目42番地
債務者　林　　容正
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５５２号
石川県白山市田中町233番地１　本陣パレスラマージュ506号室
債務者　山本　邦信
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
金沢地方裁判所